

国民健康保険の 高額療養費制度

ひと月の医療費（※❶）の自己負担額が高額になったとき、基準に該当する場合は、限度額を超えた分が申請により、高額療養費として支給されます。

申請には健康保険資格確認書またはマイナンバーカード、領収書、口座番号が必要です。代理人は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

確定申告で医療費控除を受けられる場合は「医療費等の明細書」を作成すれば領収書の提出は不要となりますが、領収書は必ず保管してください。

※70歳未満と70歳以上の人では、限度額が異なります。詳しくは次の❶、❷および表をご覧ください。

※❶ひと月の医療費とは

月の1日から月末までの月単位で、保険適用になった自己負担額

❶70歳未満の人

同じ人が同じ医療機関で支払った医療費が対象です（院外処方の場合、調剤も同じ医療機関として計算）。異なる医療機関の分は、それぞれが2万1千円以上であれば合算対象となります。また、同じ医療機関でも内科と歯科、入院と外来は別々に計算します。

❷70歳以上75歳未満の人

病院・診療所、歯科の区別なく合算できます。
外来（個人単位）と入院・外来（世帯単位）で限度額が異なります。

■入院や外来でひと月の自己負担額が高額になる場合

事前に国保医療課で次の認定証の交付を受けておくと、医療機関での自己負担は限度額までとなります。

ただし、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入している医療機関は、本人同意があれば限度額適用認定証は不要です（ただし、表中の□で示す世帯で長期入院にかかる食事代の減額を受ける場合は必要となります）。

◆70歳未満の人＝「限度額適用認定証」

◆70歳以上75歳未満の人

▶低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人＝「限度額適用・標準負担額減額認定証」

▶現役並みⅠ・Ⅱに該当する人＝「限度額適用認定証」

☎国保医療課国保年金係（☎983-2962）

事業主の 皆さんへ

個人住民税は特別徴収で収めましょう

京都府内全市町村と京都府では、
個人住民税の特別徴収を推進しています

個人住民税は、個人市町村民税と府民税を合わせたもので、1月1日現在で従業員等が居住する市町村で徴収されます。

徴収方法のうち、給与支払者（事業主）が所得税の源泉徴収と同様に従業員等に支払う毎月の給与から個人住民税を差し引き、市町村に納入する特別徴収制度があります。

原則、所得税の源泉徴収義務があ

る事業主は、特別徴収義務者としてパートやアルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収することが法令等で義務付けられています（事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません）。

個人住民税の特別徴収を実施していない給与支払者（事業主）は、法令に基づく適正な特別徴収の実施

をお願いします。

■特別徴収のメリット

▶個人住民税の税額計算は市町村が行うため、所得税のように事業主の皆さんが税額の計算や年末調整を行う必要はありません。

▶従業員の皆さんは、金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。

▶年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収（納税義務者が直接納付）より1回あたりの負担額が少なくなります。

■手続き等

毎年1月31日までに給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を該当市町村へ提出する際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載してください。

なお、給与支払報告書等には、給与支払者の法人番号（個人事業主は個人番号）、従業員等の個人番号の記載が必要です。

詳しくは従業員等の住所地の市町村住民税担当課へお問い合わせください。

☎税務課市民税係（☎983-1113、983-2164）

償却資産の申告は 令和8年2月2日(月)まで

償却資産（事業用資産）とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、構築物や機械および装置、備品等のことをいいます。

1月1日現在で市内に事業用の資産を所有または市内の事業所に償却資産を賃貸している個人または法人は、償却資産の申告が必要です。提出期限間近は大変混雑します。令和

8年1月中旬までの早期申告にご協力をお願いします。

■提出先

償却資産申告書に記入し、京都地方税機構へ提出してください（郵送可）。なお、前年度に申告された人には、同機構から12月初旬に申告案内ハガキまたは申告書などが郵送されます。

※申告書は償却資産が所在する市町村ごとに分けて作成してください。

※電子申告（e L T A X）で申告される人は、償却資産の所在する市町村へ提出してください。

※償却資産申告書などの様式は、京都地方税機構または市ホームページから入手できます。

☎京都地方税機構業務課償却資産担当（☎414-4503）、市税務課資産税係（☎983-2480）

福祉医療制度のお知らせ

市内在住の健康保険加入者を対象に、医療費の自己負担金の一部を助成する福祉医療制度を実施しています。各医療制度の内容に該当しているが、手続きをしていない人は、お問い合わせください。

■福祉医療制度

	種 類	対 象	医療費の自己負担	手続きに必要なもの	所得制限
①	子育て支援医療	高校生年代（※1）までの子ども	1カ月1医療機関、入院・外来（医科・歯科）各200円	▶加入保険資格情報を確認できるもの（※2）	なし
	ひとり親家庭医療	ひとり親家庭の母または父と、母または父が扶養している18歳以下の子ども、遺児等	原則なし	▶戸籍謄本 ▶加入保険資格情報を確認できるもの（※2）等	あり (所得制限額の表参照)
②	障がい者医療	下のいずれかの手帳所持者 ▶身体障害者手帳1～3級 ▶療育手帳 ▶精神障害者保健福祉手帳1級もしくは2級の一部	原則なし	▶障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ▶加入保険資格情報を確認できるもの（※2）等	あり (所得制限額の表参照)
	重度心身障害 老人健康管理事業				
	老人医療	満65歳～69歳の人	2割または3割 ※世帯内に65歳以上で住民税課税所得が145万円以上の人がいる場合は3割	▶加入保険資格情報を確認できるもの（※2）等	本人、配偶者、同一世帯員および扶養義務者全員が所得税非課税

※1 就学・就労を問わず、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもを対象としています。

※2 マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等のことを指します。

■所得制限額

扶養人数			0人	1人	2人	以降 1人につき
区 分						
①	ひとり親家庭医療	本人および同居の扶養義務者	236万円未満	274万円未満	312万円未満	38万円加算
②	障がい者医療・ 重度心身障害 老人健康管理事業	本人	366万 1 千円以下	404万 1 千円以下	442万 1 千円以下	38万円加算
		配偶者および 扶養義務者	628万 7 千円未満	653万 6 千円未満	674万 9 千円未満	21万 3 千円加算

※上記の額は、令和6年中の所得から本人控除（ひとり親控除、障害者控除）や社会保険料控除を差し引いた額です。

■医療費の助成・給付

福祉医療制度の受給者証を交付された人は、次の助成を受けられます。

京都府内の医療機関等で診療を受けた場合

医療機関窓口で受給者証を提示すれば、各制度の自己負担分の支払いとなります。

※医療費助成のオンライン資格確認システムに対応している医療機関では、マイナンバーカード（マイナ保険証）を医療費助成の受給者証として利用できます。

京都府外の医療機関等で診療を受けた場合

▶重度心身障害老人健康管理事業対象者の場合

診療から約3～4カ月後に登録した口座に振り込みます。

▶それ以外の制度の場合

医療機関窓口で通常の自己負担額の支払後、担当課にて医療費支給申請が必要です。支払額のうち、各制度の自己負担分を除いた額を給付します。

※申請には領収書（原本）が必要です。

問①に関すること＝
家庭支援課（☎983-1112）

②に関すること＝
国保医療課医療係（☎983-2976）

老人医療負担金貸付金

問国保医療課医療係（☎983-2976）

市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に入院時の医療費の自己負担金の貸し付けを行って

ます。
貸し付けには、所得・世帯状況等要件があります。詳しくはお問い合わせください。

住宅耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額を減額します。

■減額要件

▶昭和57年1月1日以前から存在する住宅である

▶令和8年3月31日までに現行の耐震基準に適合した改修工事を行い、改修費用が50万円を超えるもの

■減額期間 改修工事が完了した年の翌年度から、次の家屋の固定資産

税額を減額します。

▶令和8年3月31日までに改修工事が完了＝1年間

▶通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了＝2年間

■減額する額 1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の2分の1相当額を減額(改修により、認定長期優良住宅に該当した場合は3分の2相当額)

■手続き 改修工事完了後3カ月以

内に、次の書類を提出してください。

▶住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書

▶地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した耐震基準に適合した家屋であることを示す証明書

▶工事関係書類（工事明細書・領収書の写し等）

※認定長期優良住宅に該当する場合は認定通知書の写しも提出してく

ださい。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください(郵送の場合は写しを同封)。

※耐震改修軽減は、熱損失防止改修軽減またはバリアフリー改修軽減との併用不可。また、バリアフリー改修や熱損失防止改修を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。詳しくはお問い合わせください。

問税務課資産税係（☎983-2480）

コンビニで税の証明書が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。

※マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です。

■取得できる証明書

最新年度の所得証明書、課税（非課税）証明書

※証明年度の1月1日時点と証明書発行時点で八幡市に住民登録がない場合、証明書の発行はできませ

ん。
※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。

■サービスの利用時間

午前6時30分～午後11時（土・日・祝日含む）

※12月29日～1月3日とシステムメ

ンテナンス日は利用不可。

■交付手数料

1通200円（市役所窓口の場合は1通300円）

※その他の詳細は右記の二次元コードからご確認ください。



問税務課市民税係（☎983-1113）

市税・国保料

納付は口座振替のご利用を

市・府民税（第4期分）・国民健康保険料（第7期分）の納期限は令和8年1月5日（月）です。納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済（PayPay、auPAY、d払い、FamiPay）、地方税お支払サイト（※）、市役所で納付してください。
※市民税・府民税（普通徴収）、固定資

産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）の税目に限り、地方税お支払サイトで納付いただけます。詳しくはこちらの二次元コードから。



口座振替の申し込みは、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（金融機関に同依頼書がない場合あり）や

担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。各月15日までに同依頼書を提出すると、その翌月以降の納期分から引き落としします。

※納期限までに納付がない場合は督促状（督促手数料100円を加算）を送付し、京都府と京都市を除く

府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

■納付済通知書について

国民健康保険料を口座振替または納付書により納入の人全員に、所得税または市・府民税の申告に利用できる納付済通知書を令和8年1月末に送付します。

問市税に関すること＝税務課市民税係（☎983-2481）、
国民健康保険料に関すること＝国保医療課国保年金係（☎983-2962）